

吉田斎場所の由緒の偽作について

伊藤聰

一、序言

吉田兼俱（一四三五～一五一一）が、唯一神道（所謂吉田神道）の根本神殿として建立したのが、現在でも洛東吉田山（神楽岡）の吉田神社内に残る斎場所である。兼俱は、遠祖兼延に仮託した「唯一神道名法要集」の中で「吾神道者、一陰一陽不測之元、國常立尊以降、至天照太神、玄々妙々之相承也、天照太神授賜天兒屋命、自爾以來、至瀬世末代之今日、汲一氣之元水、遂不嘗三教之一滴、故云唯有法者乎」^①と、自家の神道説を位置付けたが、それに対応する形で斎場所についても「當場者、爲日本最上之靈社、天神地祇八百萬神六十餘州三千百餘社毎日降臨之勝庭也」（文明九年十一月兼俱言上書）^②と主張し、更にそれが神武天皇以来連綿と繼承されたとする由緒を偽作した。

その由緒の内容は次の二つの事柄に分けることが出来る。①斎場所は神武天皇によって創祀された。②平安京遷都後、斎場所は嵯峨天皇によって如意嶽に遷座され、吉田山の斎場所はその再興である。後述の如く、兼俱はこれらの由緒を正当化するための注進状を奉り、更に繪旨の偽作をさえ行っている。このことは、既に江戸時代の吉田神道批判書である度会延経「ト部氏考證」、吉見幸和「増益辨ト抄俗解」、田井雅胤「神祇破偽顯正問答」

等に採り上げられ、その虚構性は詳しく述べられており、今日においてもその内容についての理解は、これら戸期の先学が行った成果以上を出るものではない。

兼俱がこれらの由緒を偽作した理由について、例えば度会延経は「ト部氏考證」（内閣文庫蔵）の中で「神武・嵯峨斎場を立てるの妄言を巧にし、藤夫人を欺き、之を造営せしむ」（原漢文）と、文明十六年（一四八四）の大元宮斎場所建立に際して、その造営資金の出資者であった藤夫人即ち日野富子を欺くために偽作したと見ている。同様の見解は吉見幸和、臼井雅胤にも見られる。しかし、本稿の論議を少々先取りして言うならば、斎場所の原型が創建されて間もない文明五年（一四七三）には、既にこの由緒が語られているのであり、このことは兼俱が当初から斎場所を極めて特殊な存在として構想していたことを示している。

従来の説によれば、吉田神道の成立期は文明二年以前に溯り^③、斎場所の創建時期もほぼこの時期であったと見なすことが出来る（このことについては以前卑見を述べたことがある）^④。そして文明十六年の大元宮斎場所建立を以て吉田神道説の完成とする見解が有力である^⑤。つまり、吉田神道の確立にとって、斎場所の存在は不可欠なものだったのであり、そのことを如実に示しているのが、斎場所付与された由緒の存在なのである。数度に亘る拡張を繰り返し、現在の大元宮斎場所として完成された斎場所の成立過程^⑥は、そのまま吉田神道の形成過程と結び付いており、その意味で斎場所の性格の解明は吉田神道の研究にとって重要である。

以下、本稿においては斎場所の由緒の内容について、先に述べた神武天皇の創祀、嵯峨天皇の如意嶽遷座のそれぞれについて検討し、その述作時期と意図とを明らかにし、吉田神道形成過程におけるその意義について考えてみたい。

〔註〕

- ① 神道大系「ト部神道（上）」七六頁
- ② 東大史料編纂所藏「京都東山御文庫記録」第九十六甲（「大日本史料」八編之九、八六九頁）
- ③ 久保田収氏によれば、北野神社藏寛永十七年（一六四〇）写「日本紀正義」所収「宗源神道誓紙」の奥書には「文明二年二月十三日／正四位上行神祇大副兼侍従ト部朝臣兼俱」と見えるという（同氏「中世神道の研究」四二七頁）。
- ④ 抽稿「文明五年以前の吉田兼俱の斎場所—特にその創建時期を巡って—」（早稲田大学大学院文学研究科紀要・別冊十七集、平三・四）
- ⑤ 例えれば出村勝明氏は、兼俱の主著「唯一神道名法要集」の成立を、文明十六年の大元宮斎場所建立前後と推定しておられる（同氏「唯一神道名法要集の成立期」神道史研究一〇一二、昭四七・三）。
- ⑥ 斎場所は、文明の始め頃、洛内吉田邸内に創建され、同十年四月、吉田山麓に移建され、更に同十六年吉田山上に遷座した。詳しくは福山敏男「室町時代の神社—特に吉田社と斎場所」日本の美術・一二九（昭五一）、「吉田叢書第五編・岡田莊司氏解題、抽稿前掲論文参照。

二、神武天皇の斎場所創祀

（1）文明十六年の注進状の内容

現在の吉田山の山上に大元宮を有する斎場所が建立されたのは、文明十六年（一四八四）十一月二十四日のことであるが、それに先立つ同年十月五日、日野富子に対し、吉田兼俱は神武天皇により創祀されたとする由緒についての注進状を奉っている。同日、兼俱は斎場所に掲げる六枚の額（「日本國中三千餘座」「天神地祇八百萬神」「外宮宗」「内宮源」「大元宮」「宗源殿」）に後土御門天皇の勅筆を賜らんことを願い出た。「兼致朝臣記」（兼致とは兼俱の長子である）同日条に家君（兼俱）が民部卿白川忠富に送った書状が載されている。

家君曰被遣御狀於民部卿

神祇齋場額内六分申請宸翰、度々此額事被染神武天皇勅筆以降、嵯峨皇帝被改漢字候、代々勅額之段勿論候、就中當場由來事、自御臺御方被尋仰候間、此一卷分注進申候、以事次、内々被備覧候者、可畏存候、恐惶謹言、

十月五日

兼一

民部卿殿

①

「」で兼俱は今度勅額を願うのは、神武天皇勅筆を下され、嵯峨天皇それを漢字に改めてより、代々の勅筆を賜わってきた故である旨を述べ、「當場由來事」につきて御臺御方（日野富子）より尋ねられ、注進状を奉ったが、これが後土御門帝の観覽に備えられたのは恐れ多いことであると述べている。
「」の注進状は同じく「兼致朝臣記」同日条にある。曰く、

神祇齋場の事

このさいちやう所は、人王の第一神武天皇、この國土にて、はじめて神を御まつりありしこんけんなり、父の御神までハ、神代なれハ、へちに神てんをたてゝまつり申さるゝ事もなし、この御代より、神明と人王とのしやへち出きにけるにや、天下のあく神おそひ申せしによりて、やまとの國いこま山にて、さいちやう所をたてゝ、天神地神を御まつりありしそハしめなる、これより、やうやくあしき神々もしつまり給へは、又同国にうの川上にこのさいちやうをたてゝ、身つから神道を行おハします、しかあるに、天下のあら神ことことくしつまりければ、はしめて王城を檜原といふ所に御さためられて、すなはち鳥見の山にさいちやうをたてゝ、天照太神をはじめたてまつり、日本國中大小のしよ神、そうして八百万神をいわる申されしより、いまに皇城ちかき所にたてをかるゝハ、このゆらいとかや、およそ天地の諸神くわんしやうのこんけんたるによりて、日本最上神祇のさいちやうといふかくを下されけり、⁽²⁾ (後略)

これによれば、斎場所は神武天皇が初めて神祭りした根元であり、その父までは神代であつて、別に神龜を奉ることもなかつた。この以後神明と人王との差別が出来たのである。天下の悪神が神武を襲い申したにより大和国生駒山に斎場所を建てて天神地祇を祀つたことに始まる。以後ようやく悪き神々共も鎮まつたので、また同国丹生上に斎場所を建てて天皇自ら神道の興行を行なつた。天下の荒神悉く鎮まつて後、初めて王城を檜原に定められ、鳥見山に斎場所を建てて天照太神を初めとして日本國中大小諸神八百万神を祀り申し上げた。斎場所を皇城の近くに建てるのはこの由来である。天皇は斎場所を天地諸神勧請の根元であるとして「日本最上神祇齋場」と云う額を下されたとする。

この注進状には斎場所が奉祭された三つの地名が記されている。即ち生駒山、丹生川上、そして鳥見山である。そしてこれらは神武紀の東征の記事にその名が見え、兼俱がこの由緒述作に当たって神武紀の記述をその基礎にしていることは明らかである。

先ず生駒山奉祭についてであるが、「日本書紀」卷第三によると日向を発つて東征の旅に出た神武天皇は戊午の年の四月和泉国より大和国に入ろうと「東のかた臍駒山を踰えて、中洲に入らむと欲」した。しかし長髓彦にそれを阻まれ、剩え神武の兄五瀬命が戦死、軍を進めることが出来なかつた。それを憂えた神武は「今我は是日神の子孫にして、日に向ひて虜を征つは、此れ天道に逆れり。若かじ、退き還りて弱きことを示して、神祇を禮び祭りて、背に日神の威を負ひたてまつりて、影の隨に壓ひ躊躇みなむには。此の如くせば、曾て刃に血らずして、虜必ず自づからに敗れなむ。」^③（書き下し文は日本古典文学大系「日本書紀（上）」に拠る。以下引用文同じ）と宣つて退却した、とあるのが対応しよう。

以上の神武紀の記載には、神武天皇が生駒山を越えて大和国に入ったとあるが、生駒山にて祭祀を行つたとは記されてはしない。しかし、文中「神祇を禮び祭ひて」とあるのを、兼俱は生駒山にて祭祀が行われたと解釈したとも考えられる。そこで、彼の日本書紀注釈である「日本書紀神代卷抄」の当該箇所を見ると、以下の如くある。

（前略）踰生駒欲入中國、長ス子彦ト云者、其身長爲中國主防之、於是、彦五瀬命中箭死、神武謂、彼違天道故死、不仰天道、則東夷不可征、即祭神也、此神代人王之異也、父ハ神也、不養吾胸中所藏之神、而向外祭神者、人王之故也、然不受神明德、其功難成、故祭神也、稻飯命稚三毛野命云、可祭吾胸中之神、何必別

祭神哉、不從神武之言、以故祭神之事延引スル也（後略）^④

このでは神武の言として神を祀ろうとする所以を、先代までの神代と人王との相違に求めてい。この点は注進状の「父の御神までハ、神代なれハ、へちに神てんをたてゝまつり申されし事もなし、この御代より、神明を人王とのしやへち出きにけるにや」とあるのと一致する。しかし、結局「祭神之事延引」されたと兼俱は解しており、生駒山に神を祀ろうとはしていない。他の聞書類の記述も概ね「神代巻抄」の内容と同じであり、すると注進状における生駒山奉祭の記述は誤解でも彼が書紀をそう解釈したからではなく、意識的にそうしたとしか考えられない。但しなぜ兼俱が敢えて神武紀にない記述を混えたのかは明らかではない。

次に丹生川上奉祭については、神武紀の次の記載に基づく。同年九月、神武の軍は八十裏師の抵抗を受けたが、この時神武は「（前略）天香山の社の中の土を取りて（中略）天平笠八十枚を造り（中略）并せて嚴笠を造りて、天神地祇を敬ひ祭れ。亦嚴呪咀をせよ。如此せば、虜自ら平き伏ひなむ。」との夢告を受け、それに従って天香山の土が取り寄せられ、丹生川上において天神地祇が祀られた。

（前略）此の壇を以て、八十平笠・天手抉八十枚（中略）嚴笠を造りて、丹生の川上に陟りて、用て天神地祇を祭りたまふ（中略）天皇（中略）躬自ら齋戒して諸神を祭りたまふ。遂に區宇を安定むること得たまふ。^⑤

最後の鳥見山奉祭については神武の檜原奠都後の即位四年の以下の記載に基づいている。

(前略) 四年の春二月の壬戌の朔甲申に詔して曰く、「我が皇祖の靈、天より降り鑒て、朕が躬を光し助けたまへり、今諸の虜已に平けて海内事無し。以て天神を郊祀りて、用いて大孝を申べたまふべし」とのたまふ。乃ち靈時を鳥見山の中に立てて、其地を號けて、上小野の櫟原・下小野の櫟原と曰ふ。用て皇祖天神を祭りたまふ(後略)

以上、生駒山以外は全く神武紀の記載と注進状の内容が一致する。ただ神武紀においては丹生川上では諸神を祀つたのであり、鳥見山は皇祖天神を祀つたのであって、兼俱の云う如き連続する祭祀であった訳ではない。兼俱はこれら神武紀に見える諸祭祀を斎場所と結び付けることで、斎場所があらゆる神社に先立つ日本最初の神社であるとする彼の主張を説明しようとしたのであり、特に神武の都檣原の近くに立てられた鳥見山の「靈時」の記事が彼が神楽岡上に斎場所を建立する由来を説明したものとなっている。

(2) 神武創祀の由緒の述作時期

ところで、兼俱はこの斎場所神武創祀の由緒をこの時初めて創作したのではない。そのことは前稿^⑨において言及した文明五年(一四七三)斎場所神事興行を巡って現れている。その詳細は前稿に譲るが、簡略に述べるとすれば、同年、兼俱は斎場所での神事興行に際し、その神斎料を賜らんことを請願した。その結果、神斎料として「萬雜一藝一役」(一種の通行税)を下されるとの縁旨を賜り、武家方においても同日付を以て、各方面への通達及び制札が出された^⑩。

この請願に当たって、兼俱は、斎場所の神事興行の由緒についての神祇官解状を奉上した。今日、その解状は残されてはいなが、その内容を伝える前関白二条持通の三月三日及び五月付広橋綱光宛書状二通が残っている。それによると「神祇官解状兼俱卿内々進覽候之間、加一見畢、斎場事誠天地諸神降臨之靈場候、殊更王道開基之來歴、夷賊征伐之根源候歟之間、當時興行之修、相叶聖代之佳躅候歟（三月三日書状）」、「就宗源之斎場興行事神祇官解状内々加一見畢、此事於吾國奉祭天地神靈本縁候歟、依之神武之昔年伐四海之凶惡主、天下大治給候（三月五日書状）」とあり、兼俱がこの頃既に斎場所の神武創祀の由緒を主張していたことを示している。

この神事興行の目的は、「然文明五年被下勅裁、致神事興行之處、一廻中西陣忽令帰伏（文明九年十一月兼俱言上書）」とあることより、西軍降伏祈願にあったことは明らかである。そして、この由緒が「為公武一段被表祈謝之趣候者、早可帰太平之基候歟（三月三日書状）」あることより、神武の先例に習って斎場所興行を勧めるためのものであったのである。

前稿においては、明言し得なかつたのであるが、この文明五年の神事興行を巡る一連の事態は、斎場所の成立にとって（ひいては吉田神道自体の成立にとって）、ひとつの画期であつたと考えられる。即ち、この勅裁を受けることによって、斎場所は吉田家の私的奉斎場から、公的色彩を帯びたものになつたのであり、このことが、以後の斎場所の拡張を可能にしたのである。

そして、神武創祀の由緒に関していえば、恐らくこの時点で述作されたのではないか。応仁・文明の戦乱未だ打ち続く当時の情勢下、公武諸権門にとって、代々神道を家学とする吉田家の当主が主張する「夷賊征伐之根源」としての斎場所の由緒は、甚だ魅力あるものに映つたに相違ない。そしてこの頃既に、吉田神道の信奉者は將軍足利義政や前関白二条持通など最上層の公家武家にまで及んでいたことを考えると、このような由緒が充分信じ

られる状況にあり、事実それを受け入れた形で神斎料の勅裁が下されたのである。

吉田兼俱の神道は、冒頭述べた如く、神代の国常立尊・天照太神以来の相承であるとされている以上、その奉斎場たる斎場所は、子孫たる王家鎮護の役割を担うのは、発想として当然であろう。事実、先の注進状でも彼は斎場所が王城の近くにあらねばならぬことを強調している。文明五年の書状のみでは神武創祀の具体的な内容は分からぬが、もし鳥見山奉斎の由緒を主張していたとすれば、如意嶽遷座の由緒（後述の如く、私はこれも文明五年頃の述作と見ている）と考え合わせるに、斎場所を吉田山上に建立しようとする構想は、既にこの時期から兆していたのではないだろうか。文明五年は吉田神道が成立し、斎場所が創建されて間もないころである。つまり、斎場所は創建当初から単なる奉斎場としてではなく、特殊なる存在として構想されていたのである。神武創祀の由緒は度会延経などがいった如く、単に日野富子を欺瞞するために考へ出されたと云う便宜的なものではなく、吉田神道成立の根幹と結び付いているのである。

[註]

- ① 黒川春村編・角田文衛監修「歴代残闕日記」第二十巻、二八一～二八三頁
- ② 同右、二七八～二八一頁
- ③ 日本古典文学大系「日本書紀」（上）、一九二頁
- ④ 岡田莊司校訂「兼俱本日本書紀神代卷抄」（吉田叢書・第五編）一四五頁
- ⑤ 日本古典文学大系「日本書紀」（上）、一九九～二〇〇頁
- ⑥ 同右、二〇一頁

⑦ 同右、二一四頁

⑧ 抽稿前掲論文

⑨ ⑩ 以上の綸旨等及び以下の書状は、東大史料編纂所蔵「京都東山御文庫記録」第九十六甲に収められている。

⑪ 足利義政と吉田兼俱の関係を示す初見は、宝徳二年（一四五〇）五月三日に兼俱が義政に奉った「倭國軍記」であるが（吉田文庫等所蔵）、その関係の深さがはっきりと確認出来るのは、文明二年（一四七〇）十月十四日の「足利義政願文」（「諏訪史料叢書」第十五巻・「大祝文書」所収）である。これによると、義政は兼俱に命じ、「神祇官斎場所」において勝利祈願を諏訪明神に対して行っている（私見によれば、これが斎場所の存在を示す初見である）。また文明四年七月十一日には「神祇^{鳥居}斎場」において、兼俱に多田院への祭詞を奉らせている（東大史料編纂所蔵「多田院文書」所収・「大日本史料」第八編之五、六二一～六二二頁）。後の兼俱と日野富子との関係も恐らく、この義政との関係が機縁となつたのであろう。なお詳しく述べ、拙稿前掲論文参照。

⑫ 天理図書館・吉田文庫蔵「相承秘抄」には、文明三年から五年にかけて、兼俱から伝授を受けた五人の公家の名が見え、二条持通もその一人である。その他前出の白川忠富の名もあり、この時期の公家社会への吉田神道の拡がりが窺われる。詳しくは「中臣祓・中臣祓抄」（吉田叢書・第四編）西田長男氏解題、八三一～八六頁参照。

三、嵯峨天皇の斎場所如意嶽遷座

(1) 弘仁八年の嵯峨天皇の綸旨

次に嵯峨天皇による斎場所遷座についてであるが、それは兼俱若しくはその子兼致の撰述と思われる「神樂岡縁起^①」によると以下の如くである（引用は吉田文庫蔵・吉田兼致筆「神樂岡縁起」に拠る）。

嵯峨天皇御宇、弘仁八年此都を鎮護の爲に右大臣清麿公の孫神祇伯智治麿に仰て、如意峯に斎場をたて、神道宗源を行給ふ。天皇すなはち行幸あり。智治麿はト部家の先祖なり。

如意嶽は東山連峰の主峰（四七四メートル）で、背後の長等山を経て大津に通する交通の要路であり、山中には天台宗如意寺の堂舎が点在していた。吉田山との関連で云えば内裏と吉田山を結ぶ線の延長線上に位置している。兼俱によれば、弘仁八年（八一七）、嵯峨天皇がこの地に、吉田ト部家の遠祖神祇伯智治麿に命じて斎場所を作らせ、神道興行を行なつたと云うのである。

そして、この時嵯峨天皇が下したとされる綸旨が、諸書^②に残されている。今、町尻量原（吉田兼原）撰「神業類要^③」（一七七九年頃成立）所収のものにより示す。

日本最上神祇齋場者、神明降化之濫觴、下界勸請之根元、神武草創、我國佳躅也、然則奉安神代之靈寶、受天照大神之詔命、修天兒屋根尊之大業、誠是神國第一之靈場、本朝無双之齋庭乎、慎而莫怠矣、抑齋場所太元尊神日輪大神宮為日本最上神明矣、内外清浄、神道之道場是也、神武天皇開基之後、送六百五十餘年星霜、

垂仁天皇二十五年、伊勢大神宮鎮座于彼地、自爾以降、天下諸神垂跡之時、奉寫神代之靈璽、象眞神體、遷其宮社、總而日本國中大小神社、莫非齋場之分附、故三千餘座諸大神、率九萬八千五百七十一神眷屬、每月六度參集齋場、而唯一神道三元三行三妙加持信受奉行、

右、弘仁八年十月一日、平旦、直受日輪神勅、任神語記之、慎而莫怠矣、能忠信深思^④

この綸旨も先の神武天皇創祀の由緒と同様、文明十六年の大元宮齋場所に際し現れている。そのことを示すのは同年二十四日の大元宮齋場所遷座の前日の綸旨である。これも「神業類要」に「御教書案」「宣秀自筆也」として引用されている。曰く、

日本最上神祇齋場者、神明降化之濫觴、下界勸請之根元、神武草創、我國佳躅也、然則奉安神代之靈寶、受天照大神之詔命、修天兒屋根尊之大業、誠是神國第一之靈場、本朝無双之齋庭乎、觀慮尤異于他、抑、明日遷座新造宮殿之由、被聞食畢、殊可被奉祈天下太平、朝家再興者、依天氣上啓如件、

文明十六年十一月廿三日權右少辨宣秀

謹々上神祇長上殿〔兼俱卿也〕^⑤

冒頭の「日本最上神祇齋場者」から「本朝無双之齋庭乎」までの文は嵯峨天皇の綸旨と同文である。これについて「神業類要」には、宣秀の次のような添え書きが見える。

此文章、嵯峨院綸旨云々、度々綸旨同前、兼俱卿申入候故也、民部卿奏聞、内々被仰下也、宿紙一重二書テ、
加禮紙、立紙如例、

即ち、この綸旨の文言は「嵯峨院綸旨」に基づく、度々の綸旨もそれに同じであるが、このことは兼俱卿が申し入れた故で、民部卿（白川忠富）が奏聞し、内々に仰せ下されたとするものである。

一見して分かるように、この綸旨は通常のものに比して、極めて特異なものである。であるから、これが實際に下されたものであるかについて疑念を抱く論者もいる。例えば福山敏男氏はこの綸旨が「例の嵯峨天皇の勅言」と称する『日本最上神祇斎場者』に始まる文句を書き（中略）普通の綸旨とくらべて、内容も形式も異様であり、この綸旨の真偽については、よく考えてみなくてはなるまい。^⑤」とされており、宮地直一氏も斎場所は「文明十六、七年の頃に至りて、吉田なる神楽岡の上、吉田社の南方一丁ばかりの所に遷されたり。^⑥」として、この綸旨を採用されておられない。この綸旨の真偽に問題があるとすれば、嵯峨天皇に関する綸旨が文明十六年当時成立していたとは限らないことになる。

しかし、私はこの十二月二十三日の綸旨が実際に下されたものであり、嵯峨天皇の綸旨もこの時期には成立していたと考えて差し支えないと考える。それは以下の根拠に基づく。

先ず「神業類要」が引く宣秀の御教書案であるが、宣秀とは中御門宣秀、後に兼俱の女婿になった人物である。内閣文庫には現在数種の宣秀の御教書案が残されているが、その中に「御教書案〔宣秀〕」の外題を持つ一本がある。これは後世の転写本であるが、その中には同綸旨及び先の添え書きが収められており、「神業類要」の記載は実際に宣秀の記録に基づいていると判断してよい。

また、先に引いた「兼致朝臣記」所収の文明十六年十月五日付白川忠宣宛書状の中で、兼俱は「度々此額事被染神武天皇勅筆以降、嵯峨皇帝被改漢字候」と述べている。このことは、彼がこの時既に嵯峨天皇に関する何らかの由緒を主張していたことを示している。

更に、この由緒がこの頃成立していたことを示すのは、兼俱の「神道大意」の次の記事である。

定日本國中大小神社鎮座事

延喜五年十一月廿六日宣下、於山城國國愛宕郡如意峯神祇斎場所、奉安鎮三千百三十一座神跡「大神四百一十九神、小神二千六百四十神」、同月廿八日奉渡神跡於六十餘州矣、^④

天下諸神渡神號之時、於斎場所、以神代正印被定神宣事延喜以来之聖斷也、^⑤

この内容は、延喜五年（九〇五）十二月二十六日、勅命により如意嶽の斎場所に式内三千百三十一座を奉安し、同月二十八日に六十余州に渡し奉った。この時より天下諸神に神号を渡す時は、斎場所において神代の正印を以て神宣を定めるものであるというものであり、勿論これも兼俱の偽作である。なぜ彼がこの記事を延喜五年二月二十六日にしたのかは、先出の福山氏によると「（前略）『延喜式』上奏の日付延長五年十二月二十六日からヒントを得て五年としただけである」と云うことであるが、文中「天下諸神奉渡神號之時、於斎場所云々」とあるのは嵯峨天皇の綸旨に「天下諸神垂迹之時、奉写神代之靈體、象眞神體、遷宮社、總而日本國中大小神社、莫非斎場之分附」とあるのと一致し、この記事は明らかに、如意嶽遷座の由緒を前提としたものである。

「神道大意」の成立は「十輪院内府記」文明十八年（一四八六）三月十六日条に「一通遣御柏、一昨日自吉田

二位許神道之大意許一見之條、悦入之旨也⁽¹⁾」とあることなどにより、文明十八年頃と確認されるが、現在のそれは大意本文の他、「天神七代地神五代」「定日本國中大小神社鎮座事」等の付録記事より成り、これらの記事は後に付け加えられたものもあるので、「定日本國中大小神社鎮座事」もこの時成立していたのかは、これだけでははつきりしない。しかし、同書の現存する最古の写本である尊經閣文庫蔵本には、その中程に、

此本者、文明十八年比、自東山殿（義政—引用者注—）、以伊勢守貞宗、可注進神道大意之由、依被仰付于吉田神主、撰神道十卷内、秘密書進之云々、不可有外見者也、

長享元年八月廿三日

從五位下行左近衛將監中原「判」

于時大永元年十一月一日、以存勝院□□寫之畢、惡筆尤有忍者歟、

[] 不可有 [] 求□□裔拾（花押）⁽²⁾

とあり、その前の部分には、大意本文と「天神七代地神五代」「定日本國中大小神社鎮座事」がある。そしてこの奥書の後、「定二十二社次第事」と三十番神についての記事が続いている。

これについて西田長男氏は「（前略）文明十八年のころ、兼俱が筆を執ったのは、定日本國中大小神社鎮座事の条におわり、以下の付録は（中略）のちに補われたものではあるまいかと思われる。」とされているが、妥当な解釈であろう。これより「定日本國中大小神社鎮座事」の記事は文明十八年には成立していたと認められる。先述の如く、嵯峨天皇の綸旨を前提としてこの記事は出来たと考えられるから、その二年前の文明十六年には嵯

嵯峨天皇の綸旨が成立していたと想定することに無理はないと思われる。

以上、三つの根拠により、嵯峨天皇の綸旨が文明十六年の大元宮斎場所建立当時には成立していたことは確實であると考えられるのである。

(2) 嵯峨天皇の綸旨の成立時期

では、この嵯峨天皇の綸旨の成立時期はどの位溯ることが可能なのであろうか。私見によれば、これも先の神武天皇の由緒と同様、文明五年頃に成立したと考えられる。

先に引いた、「神業類要」所収の文明十六年十一月二十三日の綸旨の添え書きには「此文章、嵯峨院綸言云々、度々綸旨同前、兼俱卿申入候故也」とあり、この綸旨以前にも嵯峨天皇の綸旨の文言を使った綸旨があったことを示唆している。ところで「神業類要」には、この他に嵯峨天皇の綸旨に基づく綸旨が二通収められている。その一つは、嘉曆二年（一三一七）九月八日の斎場所遷座の綸旨、もう一つは文明五年十一月一日の同様の綸旨である。前者が兼俱の偽作であることは明らかであるが、問題は後者である。以下それを示す。

日本最上神祇齋場者、神明降化之濫觴、下界勸請之根元、神武草創、我國佳躅也、然則奉安神代之靈寶、受天照大神之詔命、修天兒屋根尊之大業、誠是神國第一之靈場、本朝無双之齋庭乎、觀慮尤于他、抑、來八日、遷座新造宮殿之由、被聞食畢、殊可被奉祈天下太平・朝家再興者、天氣如此、仍上啓如件、

文明五年十一月一日

右中辨兼顯

謹上神祇長上殿「于兼俱卿也」¹³⁾

同繪旨によれば、斎場所の遷座が文明五年十二月八日に行われたことになるが、管見の及ぶところ、この繪旨は、兼俱の時代よりも遙か後になつて撰述された「神業類要」以外には残されておらず、遷座の事実を伝える他の記録も存在しない。だから、従来この繪旨の内容があまり注目されることはない。ただ福山敏男氏だけがこの繪旨に言及され、遷座の事実は認められているが（但し、その根拠は示されてはいない）、繪旨の文言自体は「おそらく後年に兼俱が作為（本物を改竄）したものではあるまいか。」と推定しておられる。

しかし、私はこの繪旨は本物であり、斎場所の遷座（即ち斎場所新宮殿の造営）がこの時行われた可能性が極めて高いと考えている。遷座の事実に関する根拠は二つある。

先ず第一に、この文明五年十二月以降、公家の斎場所参詣の記事が頻出するようになることである。それ以前には同年一月から二月にかけて勘解由小路高清が参詣しているだけであった（吉田文庫蔵「文明五年記」）。しかし、この十二月直後の文明六年一月十六日には甘露寺親長が、（「親長卿記」同日条^⑤）、同年三月十日には日野勝光（富子の兄）が、相次いで参詣しているのである（吉田文庫蔵「兼致記神事覚」第二冊・同日条^⑥）。このように公家の参詣が始まつた背景には、斎場所の新宮殿建立があつたためではないだろうか。

第二に、「親長卿記」文明七年正月二十五日条の関白二条政嗣が兼俱邸を参内の出立所（旅店）とした記事の割注に「件兼俱三位旅店東、近年建立斎場所^⑦」とあることである。これについて岡田莊司氏は「近年建立」を同じく「親長卿記」文明五年五月一日条の「斎場所事申入、被成下勅裁^⑧」とを結び付け、勅裁の内容を斎場所創建についてであるとされたが、これは前稿で指摘した如く文明五年四月十日の「萬難一藝一役」の神斎料に関するものと見るべきである。ではこの「近年建立」とは何を指すかというと、寧ろ文明五年十二月八日の新宮殿造営

を指しているのではないかと考えられるのである。

次に綸旨の改竄云々については、これが実際に下されたものとしても、決して不自然ではないと考える。なぜなら、これも前稿で言及した如く、四月十日の「萬雜一藝一役」の神斎料に関する下された綸旨は、兼俱が捏造した嘉曆・暦応の偽綸旨⁽²⁾に習って起草されており、これも「日本最上神祇斎場所者、天神地祇八百万神、六百余州三千一百卅二神、毎日降臨之靈場也」で始まる異様な綸旨である。この先例がある以上、福山氏の言われる如く改竄したとする必要はないだろう。しかもこの時の綸旨の起草者右中弁とは、十二月一日の綸旨の起草者兼顯（即ち広橋兼顯）と同一人物なのである。形式の異様さは、当方が応仁の乱の最中であったことと、この時期における兼俱の影響力の強さから説明出来るのではないだろうか。

如上の理由から、文明五年十二月八日に新斎場所遷座が行われ、同二日の綸旨も本物と見なして差し支えないと思われる。とすれば、嵯峨天皇の綸旨もこの時成立していた筈である。以下は推定であるが、恐らく嵯峨天皇の綸旨なるものは、この文明五年十二月の遷座に際して、兼俱の手で述作されたのである（但し、部分的に後に改められた可能性はある）。そして先に触れた「神業類要」所収の嘉曆二年遷座の偽綸旨も、この時その先例として同時に述作されたのではないか。そのことは先の四月の神斎料の綸旨に際しても嘉曆・暦応の偽綸旨が述作されたことから見て、充分に有り得ることである。

（3）嵯峨天皇の斎場所如意嶽遷座の由緒述作の背景

では、なぜ兼俱が、嵯峨天皇の時代に斎場所が京都に遷座したとの由緒を創作したのであろうか。これについて宮地直一氏は「それは全然根拠なきものにあらずして、当時神道界に一方の大勢力たりし真言神道の源流を以

て嵯峨天皇の御代にありしとし、天皇より弘法大師に伝を授けられしをその濫觴としてふ説が行われたるに對抗せむために、かく嵯峨天皇の御代にその設けありとするに至りしものなり。[◎]と述べておられるが、卓見であると思われる。

例えは、応永年中（一三九四～一四一七）の両部神道家である良通の「神代卷私見聞」に「日本紀血脉事、示云、嵯峨天王時、傳教・弘法兩師、自唐朝將來之印明各々帝王奉授玉フ時[◎]云、是自本日本所在神書印明替處無之云々、仍召平野神主、傳教・弘法奉授之」[◎]とあるように、両部神道の祖に嵯峨天皇を比定する説が流布していた。兼俱が繪旨述作に当たって、この説を前提としていたことは、兼俱の周辺の人物の手による「神祇正宗」の中では「本地垂迹之事、人皇五十二代嵯峨天御宇弘仁以来顯ル也」[◎]とあり、先に引いた「神楽岡縁起」の異本（島原図書館・松平文庫本及び渡辺国雄氏所蔵本）では、「天皇則チ行幸アリ」の後に「空海モ御伴也」と、斎場所の如意嶽遷座に際し、空海も同座したことからも明らかである。「神代卷私見聞」に「平野神主」云々とあるのは、良通の時代、ト部氏の本流は吉田方より寧ろ平野方と見なされていたため、そう呼ばれているのであって、無論兼俱の遠祖でもある。恐らく如意嶽遷座の由緒は直接的にはこの説から発想されたのであろう。

更に「靈夢記」[◎]（吉田文庫蔵）なる一文がある。これは文明十六年八月二十二日に兼俱が空海から受けた夢告をその子兼致が記したもので、内容は伊勢両大神が王家守護のために吉田山上に降臨したと空海が告げたとするものである。これは恐らく、文明十六年の大元宮斎場所建立の機縁を語るもので、極めて重要な資料であると思われるが、その詳細は別稿に譲る。ただ本稿の主題との関連でいうならば、文中、時の後土御門天皇が斎場所で神道行事を行つというヴィジョンを兼俱が夢中で見てゐる箇所があり（依之只今行幸アリテ神道ノ御行法アリソコニ候）、これは嵯峨天皇の如意嶽での神道行事の由緒を念頭においたものであろうが、兼俱が空海からその夢

告を受けたとしたところに、両部神道を自家の神道に関連付けようとする意図が見える。

斯くの如く、兼俱が嵯峨天皇の斎場所如意嶽遷座の由緒を述作するに際し、両部神道の言説が発想の根拠となつたことは明らかであるが、その意図するところは何処にあるのだろうか。先に宮地氏は、両部神道に「対抗せむために」この説を成したとされたが、私は寧ろ両部神道を自家の神道に包摂する根拠として、かかる由緒を述作したと考えている。

よく知られているように、兼俱は「唯一神道名法要集」の中で、神道を「本迹縁起神道」「両部習合神道」「元神道」^⑧に分類している。現代の用語で云えば、「本迹縁起神道」とは一般の社家神道を指し、「両部習合神道」とは両部神道、「元本宗源神道」とは吉田神道を指している。社家神道とは、個々の神社に帰属する言説の謂であるから、斎場所が「この國土にてはじめて神を御まつりありしこんけん」（文明十六年注進状）、「總而日本國中大小神社、莫非斎場之分附」（嵯峨天皇繪旨）と云う兼俱の主張からすれば、当然「元本宗源神道」（吉田神道）に包摂されることになる。

では両部神道はどうかと云えば、これは基本的には、特定の寺社には帰属しない仏教内部で形成された秘説の体系である以上、諸社の根元としての斎場所の由緒のみを以て、吉田神道に包摂出来る性格のものではない。吉田神道が両部神道を包摂するためには、その發生の起源に根拠を求める必要がある。その意味で両部神道の中に、弘法・傳教が「平野神主」より神道の伝授を受けたことを以てその起源と成すとの説が存在したことは、絶好の口実になつた筈である。つまり、両部神道もまた「平野神主」、即ち「元本宗源神道」を継承するト部流に淵源を持つものにほかならない、むづかしい訳である。事実「唯一神道名法要集」の「唯受一流血脉」には智治麿に伝授を受けた者として、嵯峨天皇の他空海、最澄の名が見える。^⑨そしてこのことを史実として根拠付けるために斎場

所の如意嶽遷座に際し、嵯峨天皇と空海が同座し、智治麿が神道行事を行つたとする由緒とそれを証明する繪図が偽作されたのであろう。

以上のように、兼俱が如意嶽遷座が嵯峨天皇の御代に行われたと主張した理由は、吉田神道の中に両部神道を包摂する根拠とするためであり、社家・両部の上に自家の神道を位置付けしようとする兼俱の意図をはつきりと読み取ることが出来るのである。

[註]

- ① 「神樂岡縁起」とは神樂岡（吉田山）の由緒を記したもので、内容は神樂岡とは、天照太神天の岩戸より出た時、諸神歡喜して神樂を奏した場所である故そう名づく、それ以来当山には毎月六度神々參集して神樂を奏する、また清和天皇以来神道執行を行う等々、斎場所遷座以前の吉田山の由緒を記したものである。現在写本数本が残されており、筆者が確認したところでは、天理図書館・吉田文庫本二本、島原市立図書館・松平文庫本、宮内庁書陵部本、穂久邇文庫本があり、その他渡辺国雄氏がその著「神道思想とその研究者たち」（昭三十二）の中で、自家に所蔵する一本の影印を載せており、また「諸社根元記」（「神祇全書」第二巻輯）にもその全文が収められている。作者については吉田文庫の一本に「右神樂岡縁起一巻先祖／兼致朝臣真筆也元來未押／表題之間今度參九条殿／之序懷此一巻請申表題／書寫之儀之處則左府公「尚寶公」／令書寫給仍加奥書畢／安永二年十一月十六日／正三位ト部兼雄」と云う安永二年（一七七三）の識語が付されおり、この識語の通りなら兼俱の長子兼致の筆にかかるものとなる（ちなみに名古屋市立鶴舞中央図書館・河村家旧蔵「九條殿御文庫書目録」〔河原御殿御車二階下〕中に「神樂岡縁記（ママ）」の名が見える）。

兼致は兼俱の在世中に世を去っているから、当然兼俱がその内容を構想したことになる。ただ問題は諸本により大きな異同が認められることがある。それは渡辺氏所蔵本と松平文庫本で、これが他の諸本と大きく違う点は後半部分に三社託宣についての文章が挿入されていることである。^④ここで嵯峨天皇が天照太神の、空海は八幡大菩薩の、智治麿は春日大明神の内証を作ったことが語られている。ではこの挿入部分が後人の加筆であるかと云えば、必ずしもそうは云えない。なぜなら「親長卿記」延徳元年（一四八九）六月二十八日条、「山科家禮記」同年八月二十九日条に、兼俱自身により同様の主張がなされていたとの記録があり、寧ろ兼俱自身の手によって加筆された可能性もあるのである。この問題も含めて「神楽岡縁起」については未解決の問題が多く、詳細は別の機会に論じてみたいと思うが、本稿では加筆部分も含めて兼俱自身の著作、若しくはその影響下にある著作と見なしておく。

② 筆者が確認したところでは、この繪旨が收められているのは「ト部氏考證」「増益辨ト抄俗解」「神祇破偽顯正問答」「ト部記」（無窮会・神習文庫藏）などがある。また西尾市立図書館・岩瀬文庫所蔵の度会延経旧蔵「唯一神道名法要集」の版本には、延経の手によってこの繪旨の全文が書き込まれている。

③ 町尻畠原は吉田兼雄の三男で、その著「神業類要」は拡大する吉田神道批判への吉田家側からの反論書として著されたものである。本稿の引用は神道大系・ト部神道（上）「神業類要」下巻日本最上神祇斎場日輪太神宮之事に拠る。

④ 同右、三三三～三三四頁

⑤ 同右、三三七頁。但し、「下界勸請」から「本朝無双之」までの部分が省略されているので、嵯峨天皇繪により補った

- 福山敏男「室町時代の神社―特に吉田社と斎場所」日本の美術・一二九（昭五二・一）五七頁
- 宮地直一「神道史Ⅲ」二六八頁
- ⑥ 神道大系「ト部神道（上）」二九～三〇頁
- ⑦ 福山氏前掲論文、五七頁
- 史料纂集「十輪院内府記」二二七頁
- ⑧ 神道大系「ト部神道（上）」一一一～一三三頁
- ⑨ 西田長男「神道大意提要」（同氏「日本神道史研究」第五卷所収、一五八頁）
- ⑩ 神道大系「ト部神道（上）」三三五～三三六頁。註⑤と同様省略部分を補った。
- ⑪ 福山氏前掲論文、五四頁
- ⑫ 兼致朝臣記の自筆の断篇で、文明五年一月一日から三月三日までを收める。同記によれば、高清は一月十一日、二十三日、二月一日、十日、二十一日に斎場所に参詣している。詳しく述稿前掲論文参照。
- ⑬ 増補史料大成「親長卿記」一、一六一頁
- ⑭ 同書は吉田兼致及び兼右の日記の中から神事に関する事項を抜粋したもので、正式には「兼致記兼右記神事覚」と云い、全五冊より成る。第一冊は、兼致記からは文明六年二月三月九月分を收めている。当該条には「（前略）前内府（勝光—引用者注）「衣冠也」參詣斎場所、給奉幣、刑部卿忠弘朝臣「衣冠」富主宮内少輔定行朝臣「衣冠」神人中右衛門尉正元奉拝（後略）」とある。
- ⑮ 増補史料大成「親長卿記」一、一一一頁
- ⑯ 同右、一三五～一三五頁

㉙

「兼俱本宣賢日本書紀神代卷抄」（吉田叢書・第五編）岡田莊司氏解題、四九頁

㉚

東大史料編纂所藏「京都東山御文庫記録」第九十六甲

㉛

宮地氏前掲書、二六七頁

㉜

神道大系「天台神道（上）」五六三頁

㉝

「続群書類從」第三輯上、六七頁

㉞

「靈夢記」は一枚の紙片から成り、その一枚に「靈夢記〔文明十六年八月廿二日〕」とあり、もう一枚に本文が記されている。これを包んだ料紙には別筆にて「兼致朝臣御筆」とある。なおこの一文は既に宮地直一氏が「神道史講義案」（同氏「神道史Ⅲ」所収）の中で、その梗概を紹介されているが、なぜか空海云々については省いてしまわれている。また同氏はこの資料について「彼（兼俱—引用者注）の実子兼致の記した日記の断篇」と述べられているが、その形態からみて凡そ日記の断篇とは思われない。恐らく、宮地氏がそう判断されたのは、日野富子の建立資金寄進を伝えるその後半部分が、「神業類要」に「兼致記云」として引かれていることに因ったのであろう。しかし、これは吉田神道批判に対する弁明書として著された「神業類要」にとって、恐らく未だ世に知られていなかった「靈夢記」の内容が知られたならば、またまた「妄言を巧にし、藤夫人を欺き」との非難を招くことは必定と判断して、敢えて筆をむげたとみるべきである。

㉟

神道大系「ト部神道（上）」五五頁

㉛

同右、八二一～八三頁

四、結びにかえて—伊勢神宮の問題

これで、本稿のテーマであった斎場所の由緒の問題は、ほぼ語り終わった。本稿の解明し得た事柄を箇条書にして述べれば、次の如くである。

1) 斎場所の神武創祀・如意嶽遷座の由緒とも、その述作時期は文明五年頃と考えられ、鳥見山奉祭や如意嶽遷座の内容から見て、吉田山上に斎場所を建立しようとする構想をこの頃から持っていたらしい。

2) 前稿において論及した文明五年四月の神斎料の勅裁と今回明らかにした同年十一月の新宮殿建立を巡って、神武創祀・如意嶽遷座のそれぞれが由緒が述作されたと考えられ、文明五年と云う年は斎場所の成立過程において一つの画期であったとすることが出来る。

3) 由緒が述作された背景には、兼俱の発意にかかる斎場所が歴史的存在物であると、日野富子を初めとする公武権門に信じさせ、その建立資金を出させる目的があったことは勿論だが、その根底には、従来の社家・両部神道を包摂した形で自家の神道を作り上げようとした兼俱の構想に淵源するもので、特に如意嶽遷座を嵯峨天皇の時代においていた理由は、両部神道もまた吉田神道の分流にほかならないとする主張を根拠付けようとしたためであった。

本稿の結論は以上であるが、斎場所の由緒を巡っては、本稿では論及し得なかつた問題が残されている。以下、それについての若干を述べることで、今後の課題への端緒としたい。

それは、伊勢神宮と斎場所との関係である。皇祖神・宗廟神として古来より神祇界のヒエラルキーの頂点に位置する伊勢両大神は、他の諸社とは隔絶した特權的存在であった。であるから、従来の神道説も伊勢を巡る言説

がその多くを占め、例えば両部神道の如きはほぼ神宮の密教的解釈学と云ってよいものであった。斎場所を中心^①に神祇界の再構成を図る吉田兼俱にとって、その伝統的権威を超克することがどうしても必要であったのは当然のことである。

そこで、兼俱の伊勢についての解釈を見るに、嵯峨天皇の繪旨には「神武天皇開基之後、送六百五十餘年星霜、垂仁天皇二十五年、伊勢大神宮鎮座于彼地、自爾以降、天下諸神垂跡之時、奉寫神代之靈璽、象眞神體、遷其宮社、總而日本國中大小神社、莫非齋場之分附」とある。^②ここで兼俱は、伊勢鎮座は斎場所創祀から六百五十年の後であることを強調し、更に伊勢も含めた全国諸社が「斎場之分附」にほかならないと主張しているのである。^③しかし、このような言説のレベルのみでは、現実の伊勢の権威を凌駕することは出来ない。そのためには具体的行動が必要である。その現れが、先に触れた「靈夢記」が伝える伊勢の吉田山降臨である。それによると、空海は「両太神忽此ノ山ニ降臨アリ、所以者何ナレハ天下變化既ニ時到レリ、朝家廢」^④スヘキ事嘆思食ス故ニ王城ノ咫尺ニ降臨アリテ君ヲ守護アラン為ノ由ヲ被告申との託宣を兼俱に下したと云うのである（文明十六年の斎場所建立に際しては、大元宮、八神殿と並んで内宮・外宮が当初から勧請されているが、これを根拠とするのである）。

この両神宮降臨の靈夢は、明らかに延徳元年（一四八九）の密奏事件を予兆するものである。これについては清原宣雄、高橋美由紀氏の論考^⑤があるので、詳細はそちらに譲るが、その概略を述べるなら、同年十月、兼俱はこの年の三月一十五日と今月四日の両度に亘り、斎場所に靈物が降臨したことを密奏し、検知の結果伊勢両神宮の神器と認定され、大元宮に奉安すべしとの繪旨が下された、と云う事件である。^⑥この事件は当然伊勢祠官の猛烈な反発を齎すのであるが、兼俱がこのように、二度にも亘って伊勢神勧請を画策したことは、斎場所が伊勢の

権威を超克する」との困難さを、かえって物語っていると言える。

伊勢の権威の超克という問題は、吉田兼俱の神道にとって最大のアポリアであった。これについては今述べたことも含めて改めて詳細に検討する必要がある。ここではその見通しの若干を示し、他日を期すこととしたいたい。

[註]

① 文明十六年の注進状の後半部分にも、同様に斎場所が伊勢より古いことを強調する以下の文言が見える。

こののち（神武天皇の斎場所創祀の後—引用者注—）伊勢内宮ハ六百五十七年をへて、人王十代垂仁天皇のひめ御子やまと姫の御くわんしやうたり、外宮ハ廿二代め雄略天皇の御宇にすいしゃくあり、これは千百井よ年の後なり（中略）太神宮すいしやくの事ハ伊勢内侍所斎場所この三ヶ所のほかは上古よりちやうしのせいたんをなされたるものなり

② 清原宣雄「吉田兼俱謀計私考」（高瀬重雄編「日本中世史研究」所収）、高橋美由紀「延徳密奏事件の一考察」日本思想史研究・七（昭五〇）

③ この密奏は「宣胤卿記」長享三年十月十六日条、「延徳記」（続群・一下）、「吉田兼俱謀計記」（神道大系「伊勢神道（下）」）、「京都御所東山御文庫記録」第九十六甲等に收められている。

※ 本稿は平成元年度に早稲田大学に提出した修士論文の一部を加筆訂正したものである。修士論文執筆時から今日に至るまで、貴重なる所蔵資料の閲覧及び複写を御許可下された天理図書館初め各種文庫、大学図書館の関係者の皆様に深甚なる謝意を表する次第である。